

食安輸発第0602002号  
平成17年6月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

乾燥いちじくのアフラトキシンに係る検査命令の実施について

標記については、平成16年12月からトルコ産乾燥いちじくについてアフラトキシンに係る検査命令を実施しているところです。

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、アメリカ産乾燥いちじくからアフラトキシンB<sub>1</sub>を検出したことから、乾燥いちじくのアフラトキシンに係る食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施については、下記のとおり対象国・地域を全輸出国に改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

記

変更前	トルコ産の乾燥いちじく
	↓
変更後	<u>全輸出国</u> の乾燥いちじく